

<前回>プロテスタント正統主義、敬虔主義、啓蒙主義

- ・絶対王政から国民国家・民主主義へ
- ・封建的経済システムから近代資本主義へ
- ・世界観の変貌とコロニアリズムの進展

(1) 正統主義

1. 「プロテスタンティズムの古典的時期」「プロテスタント・スコラ主義」宗教改革直後の神学は、正統主義的方向によって支配されている、「宗教改革の理念の組織化および強化を意味する」「対抗宗教改革との闘争において形成された」
2. 「正統主義はまた、政治的にも重要な意味をもっていた」、「神学的問題は同時に法律問題や政治的決断をも含んでいたのである。」(429)
3. 「アウグスブルク信仰告白の二つの草案」「それらをめぐる論争」「グネシオ・ルテラーナー(純ルター主義)」と「フィリピステン(メランヒトン主義者)」(429)、「福音主義的一致が成立」「和教信条(Konkordienformel)」
4. 「正統主義神学の最初の問題の一つは、その哲学に対する関係」、「正統主義的そしてルター派的な神学の古典的体系の中心的代表者」「ヨーハン・ゲルハルト(Johann Gergard, 1582-1637)」「『ロキ・コムネス・テオロギキ』(Loci communes theologici)」、「九巻」「プロテスタント・スコラ学」「最盛期」「トマス・アクィナスに比較しうる」(432)
5. 「二つの原理」「内容原理と形式原理」「内容原理とは義認の教理のことであり、形式原理とは聖書の権威に関する教理」、「ルターにおいてこの両原理は分離されず、相互依存関係にあった」、「聖霊の証示」、「われわれと神との関係のなかに神の霊が直接的に現在するというのではなく、いまや聖書の真正性が聖霊の文書として証しされる」、「神への人格的直接的関係を問題にしているのではなく、客観的律法主義的關係」
6. 「「非回心者の神学」(theologia irrogenitorum)」の擁護。「敬虔主義者はこの見解に反対した」、「回心者の神学」(theologia regenitorum)、「正統主義者は実存的でない神学の可能性を信じたが、それに対し敬虔主義者は、神学は必然的に実存的であらねばならぬという確信をもっていた。「これらの二つの立場はともに問題がある」(434)

(2) 敬虔主義

7. 「ルターの場合信仰というものと神との結合とはなお一つのものであったが、正統主義においてはそれらは分離される」、「信仰は真なる教説の悟性に適った承認となり、神との結合は神秘的体験の事柄になる」、「正統主義は」「根本においては客観的な神学的かつ教會的体系を提示したのである。」(439)
8. 「シュペーナー(Philipp Jakob Spener, 1635-1705)」
9. 「敬虔主義者は、社会的実践に取りくんだ最初の人々であった。彼らはハレに最初の孤児院を創立し、最初の伝道活動に着手した」、「神学とは何よりもまず実践的訓練であった。真の認識の前提は彼らによれば信仰であった。したがって、それと関連して積義が強調されそして聖書研究が組織神学に代わるようになった。組織神学に対する聖書神学の優位」(440)、「教会の担い手は聖職者ばかりでなく、信徒でもある」、「彼らの主要な関心事は生の聖化であったが」、「この世的満足であるとして拒絶」「ピューリタンに似ていた」(441)
10. 佐藤敏夫『植村正久』新教出版社、1999年。
11. 日本基督教団出版局編『アジア・キリスト教の歴史』日本基督教団出版局、1991年。

(3) 合理主義と敬虔主義の関係

12. 「古代文化においても近代文化においても、合理主義は神秘主義の子である」、「合理主義は、あらゆる人間の本質のなかに現存している「内的光」あるいは「内的真理」の秘主義的経験から発展してきた」、「理性原理は、われわれの内奥における神的なものの現在についての神秘主義的経験から生じる」、「クェーカー主義」(442)

(4) 啓蒙主義の本質

13. 「自律についてのカントの定義」、「理性の概念」、「自然の概念」、「調和の概念」、「啓蒙主義的な人間観」：市民・有限性に安住する精神、「合理的宗教の理想」

(5) まとめ：「信仰」をめぐって

14. 信仰義認、客観性、主体性、合理性

教義・命題の理解・承認／主体的内的な経験／単なる理性の限界内

15. Paul Tillich, *Dynamics of Faith* (1957, MW4, pp.231-240)

The term "ultimate concern " unites the subjective and the objective side of the act of faith -- the *fides qua creditur* (the faith through which one believes) and the *fides quae creditur* (the faith which is believed). (236)

cf. sacramentum : ex opere operato (事効論) / ex opere operantis (人効論)

+

超自然主義／自然主義

自然 (因果性) / 歴史 (意味)

4. 17世紀イギリスの思想状況

(1) イギリス宗教改革

1. 17世紀の社会的精神的状況

- ・ヘンリ8世の宗教改革以降：イギリス国教会、カトリック、ピューリタン
1534 (首長令) / 1547-53 (エドワード6世) / 1553-58 (メアリー女王)
/ 1558-1603 (エリザベス1世)

- ・ピューリタン革命(1642-49)、王政復古(1660)、名誉革命(1688)
- ・封建制、新興ブルジョワジーと市場経済
- ・科学革命

2. 混乱の世紀17世紀 → 近代へ

- ・ヘンリ8世の宗教改革以降：イギリス国教会、カトリック、ピューリタン
- ・ピューリタン革命、王政復古、名誉革命
- ・封建制、新興ブルジョワジーと市場経済、伝統的な価値観・倫理観の混乱
(どん欲で金権主義的なブルジョワジー)

3. イギリスの宗教改革の特徴とピューリタン

- ・上からの宗教改革、中道あるいは中途半端
- ・ピューリタン諸派：長老派、独立派、第五王国派
独立派・分離派 (長老派に対して信仰の自由を要求)
平等派 (成年男子の普通選挙権の要求)

4. ヘンリ8世 (イングランド教会の地上における唯一の最高の首長) → エドワード6世 (共通祈祷書) → メアリーの反動改革 (53 ~ 58)

→ エリザベス：国教会の確立 (教義面・プロテスタント的+教会制度・カトリック的)
= middle way or halfway? Via Media

- ・ピューリタン (pure church) とりしまり法 → チャームズ (25 ~ 49) : 独裁制*ロード体制
→ ピューリタン革命 (1642 ~ 49) : 議会の分裂 (王党派と議会派・トルミーの反主教同盟). 独立派の権力掌握 → ジェームズ1世の処刑 (49) → クロムウェル (~ 58) ・共和制 (49 ~ 60) → チャールズ2世 (1660/5 ~) と王政復古 :

クラレンドン法典 (1661/自治体法、62/礼拝統一法、63/秘密集会法、64/5マイル法)、
審査法 (1673)

→ 名誉革命 (1688) → 89/宗教寛容法

5. 時代の共通精神としての終末論

- ・ヨハネ黙示録解釈(近代聖書学の発端) ・千年王国論、アンチキリスト
 - ・第五王国派の武装蜂起 ・霊的千年王国論
6. 広教主義: イギリス国教会の自由主義者・合理主義者・寛容論者(中道路線)
同様の思想は、ピューリタンにおいても、一定の範囲で共有されている。
7. 宗教的寛容と政教分離へ。近代の議会民主主義とピューリタン: リンゼイ

(2) リンゼイ・テーゼ

1. 民主主義(イギリス→アメリカ): 主権在民、基本的人権、政教分離、代議制→共和制
2. リンゼイ(Alexander Dunlop Lindsay, 1879~1952)・テーゼ:
「ピューリタニズム→イギリス・デモクラシー」
3. ピューリタニズム(宗教的精神性・意味根拠)と民主主義(意味世界)
4. <パトニー討論(1647/10/28-11/1)>
 - ・近代民主主義の母体としてのピューリタンの教会会議
 - ・ニュー・モデル軍の総司令部が置かれていたロンドン南西部のパトニーという小さな町で開催された軍総評議会での、1647年10月28、29日、11月1日の討論の総称。
国教会/分離派(独立会衆派教会など)
長老派、会衆派、レヴェラーズ
右派、中道右派、中道左派、左派
5. ニュー・モデル軍: 1645年2月の「ニュー・モデル条令」と4月の「辞退条令」によって、編成された。従来の議会軍の主力三部隊(エセックス軍、東部連合軍、西部軍)とを同一の指揮系統に統合する。クロムウェルの率いる「鉄騎兵」が持つ「聖徒の軍隊」としての性格がニュー・モデル軍全体の統一原理へと昇華。
徴兵方法。士官や兵士の選抜は身分や社会的階層によらず、「敬虔で正直な者」「自分が何のために戦うかを知っている者」を積極的に採用。『携帯聖書』を携えて戦闘に臨む。『兵士のための問答』という冊子は戦いの目的がプロテスタント宗教を教皇から防衛し、イングランドの法と自由とを専制政治から救い出すことであると教えた。ニュー・モデル軍における宗教的理念の役割の大きさ。一つの規律の下で統一された軍。
6. レヴェラーズ(平等派)ーレインバラ大佐
1645年頃に現れる。主にロンドンとその周辺の都市部で小親方、徒弟、手工業者、店舗経営者などを支持基盤に、署名・請願運動や政治トラクトの出版を行う。その主張は宗教的寛容、法制度改革、言論・出版の自由、独占批判などに及ぶが、それらを「生得権」ないし「自然権」として説く。自然法に基づく自己保存と抵抗権の主張。
『人民協約』(An Agreement of the People, 1647年11月3日)
7. ピューリタンの軍会議
 - (1) 同意の原理: 神の前の平等 → 人権 → 普通選挙権
レヴェラーズ(水平派)ーレインボロー大佐
 - (2) 討論の原理: いかにして「神の意志」を発見するのか
意見の不一致、多様な意見の存在と、相互批判の容認(代議制・公認された反対政党の存在を承認) → 民主的で自由な討論 → 合意 → 神の意志
神の意志の発見に関する寄与、相補性
 - (3) 集いの精神(the sense of the meeting): 神によって集められた契約共同体
システムを支える精神性、責任ある個人・共に生きる個人
cf. 規模の拡大 → 腐敗
5. 宗教改革の万人祭司・キリスト教の集会の経験 → 民主主義の基盤
ルターの万人祭司論 → 平等な人権 → 同意に基づく政治 = 民主主義 → 普通選挙権

6. 自由な討論を保証するシステム→政教分離の原則、市民社会の宗教の原則

<引用>

大澤麦・澁谷浩編訳『デモクラシーにおける討論の生誕——ピューリタン革命における「パトニー討論」』（聖学院大学出版会）

1. クロムウェル（討論第一日）

「しかし、実際、私が言及したいのは、次のことにほかならない。すなわち、私が主の御前において心から確認しているごとく、我々を一つに統合することに、[そして、]神が遂行を望んでいると我々に開示されていることに資すること、がそれである。そして、そういう心でここに会しておらず、自分はそういうことに味方するものではないと敢えて口にする者、私はそういう者はペテン師なのではないかと思う」、「我々は良いことを主張するだけでは足りぬ」（86）

2. アイアトン（討論第一日）

「我々は契約を守るべきだというかの原理を君たちが定め[置く]ことをしないならば、人元は事物に対するいかなる権利を持つというのか。君たちが自然法のみで訴えるつもりであっても、自然法によっては、君たちも私も、この土地にしてもその他すべてのものにしても権利を持つことはできないのである。私は、生計のためのものや自分の欲求を満たすために望むものを獲得する権利を持っている。君たちだってそうだ。しかし、あるものを共有するしないについて、人間の間には存在すると私が解している全権利の基礎は次のことである。すなわち、我々はある契約の下にあり、ある協約の下にあるというのがそれである」、「その[協約は]、平和の保全とこの法の維持とを目的に我々の間で同意を与えたかの一般的性格の権威へ服従することで、[土地]の所有権、収益権、処分権を当人が享受し所有するというものなのである。」（119-120）

3. レインバラ（討論第二日）

「私は、それに契約した人々が[含まれる]ことを望んでいる。というのも、イングランドで最も貧しい人といえども、最も大いなる人と同様に、生きるべき生命を持っていると本当に思うからである。それゆえ、実際のところ、よろしいか、ある政体の下で生きねばならぬ者は誰であれ、まず自分自身の同意によって我が身のある政体の下に置くべきだということは明確だと思われる。それに、イングランドの最も貧しい人でも、厳密な意味では、我が身をその下に置くための投票権を持たされていない政体になど、少しも縛られはしないのではなかろうか。」（176）

<参考文献>

1. 芦名定道・小原克博『キリスト教と現代 終末思想の歴史的展開』世界思想社。
2. リンゼイ『民主主義の本質』『自由の精神』未来社。
3. 大木英夫『ピューリタン』中公新書、『新しい共同体の倫理学 基礎論 上下』教文館。
4. 浜林正夫『イギリス宗教史』大月書店。
5. クリストファー・ヒル『十七世紀イギリスの宗教と政治』法政大学出版局。
6. 永岡薫編『イギリス・デモクラシーの擁護者 A.D.リンゼイ——その人と思想』聖学院大学出版会。
7. 近藤勝彦『デモクラシーの神学思想——自由の伝統とプロテスタンティズム』教文館。
8. 今岡恒夫他『近代ヨーロッパの探究③ 教会』ミネルヴァ書房。
9. 山田園子『イギリス革命の宗教思想』御茶の水書房。